

個人情報管理規程

第1章 総則

第1条 (目的)

本規程は、当法人内の個人情報の取り扱いに関する体制、基本ルールを策定し、当法人が保有する情報の紛失、漏えい、改ざん等を防ぎ、情報管理に関する当法人としての社会責任を果たすことを目的とする。

第2条 (用語の定義)

本規程で使用する用語は以下の通りとする。

一 個人情報

個人に関する情報で、当該情報に含まれる氏名、生年月日等の記述により、特定の個人を識別できるものをいう。他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人が識別できるものを含む。

二 機密情報

「部外秘」等、外部に公開することを禁止されている情報、及び当法人のサービスに関する固有の情報を指す。

三 本人

当法人が保有する個人情報で識別される個人をいう。

四 役職員

当法人の役員、総合職、一般職、非常勤職員、派遣職員をいう。

第3条 (対象となる情報)

本規程の対象となる情報は、当法人で保管するすべての個人情報であり、電子データ、印字データの別を問わない。

第4条 (適用範囲)

本規程は、当法人の役職員に対して適用する。ボランティア、実習生等、当法人に所属しないスタッフに対しても本規程の趣旨を踏まえた適切な取り扱いを求めるものとする。又、個人情報を取り扱う業務を外部に委託する場合、必要かつ適切な監督をし、この規程に従って個人情報の適切な保護を図るものとする。

第2章 個人情報管理体制

第5条 (個人情報管理責任)

- 1、当法人における個人情報管理責任者は(理事長)石原美智子とする。
- 2、個人情報責任者は個人情報管理に関する取り組みに関し責任を負いその責任を果たす上で必要な事項に関し決定権を有する。

第6条 (個人情報管理委員会)

必要に応じて設けるサービス評価委員会が機能を兼ねる

第7条 (個人情報管理者)

各管理者を所属部門における個人情報管理者とする。

第3章 個人情報管理に係る安全措置の概要

第8条 (個人情報保護に対する基本方針)

- 1、個人情報に関し当法人の基本方針を定める。
- 2、基本方針を定め公表する

第9条 (職員の個人情報の取り扱い)

- 1、職員は、採用時に本規程及びその他個人情報管理に関する規則を遵守する旨の誓約書を法人に提出すると同時にこれを遵守しなければならない。
- 2、退職後においても、在職中に得た個人情報を漏えいしない。

第 10 条（個人情報の収集）

- 1、収集する個人情報の利用目的を明文化する。
- 2、個人情報の収集は利用目的の達成に必要な限度において行う。
- 3、収集済みの個人情報の利用目的の変更を要する場合は、管理者の承諾印を得る。
収集済みの個人情報の利用目的の変更を要する場合は、予め管理者の承諾を得ること。
- 4、本人から直接個人情報を取得する場合は、利用目的を本人へ伝え同意を得る。

第 11 条（個人情報の管理）

- 1、当法人で保管する個人情報は、事務部門及び各所属部門で管理する。
- 2、当法人で保管する個人情報は、各所属部門で管理する。
- 3、当法人で保管する個人情報は職員が自ら所属する管理者又はチーフ、管理者が指名する代行権限者の承諾無く、個人情報を法人外に持ち出し、あるいは第三者へ提供してはならない。
- 3、個人情報を外部へ開示、提供する場合は事前に個人情報管理者の承諾を得る。

第 12 条（個人情報の利用）

- 1、個人情報の利用は、あらかじめ開示した利用目的の範囲内で行い、その範囲を超えて利用を行ってはならない。ただし、法令の定めに基づく場合は除く。
- 2、データ-情報入力の外部委託者の取り扱いが適切か確認を行い必要に応じて指導、契約の見直し、利用の禁止、業務終了後の情報の返還、廃棄、機密保持、違反時の損害賠償等の条項の契約をする。

第 13 条（個人情報の廃棄）

- 1、保管期限の経過した個人情報、又は当初の目的を達成して不要となった個人情報は速やかに廃棄する。
- 2、個人情報の廃棄に当たっては、外部漏えいしないよう、印字データ-については焼却、シュレッダー処理、電子データ-についてはデータ-消去を行う。外部業者に廃棄を依頼した場合は確実に廃棄したか確認するものとする。

第 14 条（第三者提供）

- 1、業務の遂行にあたり、個人情報を第三者に提供する必要のある場合は、本人の同意を得るとともに、予め個人情報管理者に報告し、その指示に従って必要な対応を行う。

第 15 条（本人からの照会対応等）

個人情報に関する本人からの問い合わせ、情報開示、訂正、利用停止等の請求、苦情等は、問い合わせ窓口で対応する。

第 16 条（教育）

- 1、個人情報管理者は研修の一貫として職員を対象に個人情報に関する指導を行う。
- 2、ボランティア、実習生に関しても啓蒙を行う。

第 17 条（内部監査）

- 1、内部監査員は個人情報の取り扱いに関して適切か監査する。
- 2、指摘事項は改善事項を実施し所轄管理者へ報告する。

第 4 章 雑則

第 18 条（本規程への違反）

本規程への違反が明らかな場合は就業規程の定めに従い違反を行った職員を懲戒処分の対象とする。

第 19 条（規則）

個人情報管理者は必要に応じ規則を制定する。

第 20 条（施行）

本規程は 平成 17 年 4 月 1 日より施行する。

第 21 条（改定）

本規程の改定は評価委員会の発議によるものとする。